

連合山形寄付講座「労働と生活」

「共済活動 たすけあいの現状と課題」

みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 COOP

山形推進本部 本部長 熊澤年啓

<山形県労働者共済生活協同組合>

こくみん共済

1. こくみん共済coopとは

こくみん共済coopは、協同組合のひとつです。

こくみん共済coopは、たすけあいの組織として、共済事業を行う協同組合です。「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に象徴されるように、人と人との協同を原点到、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組織が協同組合です。

こくみん共済coopは、組合員の皆さまの豊かで安心な暮らしのために、生涯にわたる総合的な生活保障のお手伝いをするため、各種共済をご用意しています。

こくみん共済coopは、営利を目的とせず、すべての勤労者や生活者がたすけあい、豊かなくらしが実現できるよう、様々な事業活動を続けています。

全労済の概要 (2016年5月末現在)

名 称	全国労働者共済生活協同組合連合会 (略称:全労済) National Federation of Workers and Consumers Insurance Cooperatives
創 立	1957年9月29日
所 在 地	〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 全労済本部
常勤役員員数	3,504名 ※協同組合員含み



こくみん共済

<目 次>

I. こくみん共済coopとは	P. 2
II. 日本の共済団体の現況	P. 6
III. こくみん共済coopの歴史	P. 8
IV. 協同組合とは	P. 10
1. ロッチデール	
2. ICA、ICMIF	
3. 2012国際協同組合年 (IYC)	
4. ユネスコ「無形文化遺産」登録	
5. 消費生活協同組合法	
V. 被災者生活再建支援法と自然災害共済	P. 19
VI. 今に生きる活動	P. 23
1. 東日本大震災	
2. 熊本地震	
3. 2018年に発生した災害	
VII. 社会貢献活動	P. 41
VIII. 自助・共助・公助の考え方と 共助（相互扶助）の役割	P. 45

こくみん共済

こくみん共済coopの理念

こくみん共済coopは50周年（2007年）を機に、原点に立ち返り、これまでの50年で培われたこくみん共済coopの精神と、これからの50年を大事にする精神を再認識する「こくみん共済coopの理念」を制定しました。

理念を将来にわたるこくみん共済coopの最上位概念として、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として位置づけます。私たちはこの理念を基本にして活動を展開していきます。

理念

組合員のみなさんと共有すべき

こくみん共済coopの変わらぬ価値観

みんなでたすけあい、
豊かで安心できる社会づくり

信条

理念実現に向けた
全労済役職員の行動規範

◇組合員のこくみん共済coop
私たちは、組合員のくらしを何よりも大切に、組合員の参加を広げ、組合員とともに、歩み続けます

◇正直なこくみん共済coop
私たちは、正直さを大切に、組合員や地域社会からの信頼に応え、社会に発展のために、行動し続けます。

◇努力のこくみん共済coop
私たちは、たすけあいの心を大切に、こくみん共済にかかわるすべての人の満足に向け、努力を続けます。

こくみん共済

事業概況<2018年度決算(2018年 5月末現在)>

2018年度は、相次ぐ台風や豪雨の自然災害への対応に取り組んだ結果、次のとおりとなりました。

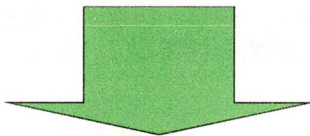
年度	2016	2017	2018
保有契約件数(万件)	3,217	3,166	3120
受入共済掛金(億円)	5,861	5,790	5,723
経常剰余金(億円)	842	914	624
総資産(億円)	37,187	38,131	38,566
共済金支払額(億円)	3,193	3,112	3,594

II. 日本の共済団体の現況

共済とは

⇒ 相互に助け合い、力を合わせて事をなすこと。

(国語辞典より)



⇒ 共済は、私たちの生活を脅かす様々な危険(死亡や入院、住宅災害、交通事故など)に対して、組合員があらかじめ一定の掛金を拠出して共同の財産を準備し、不測の事故が生じた場合に共済金を支払うことによって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定をはかる助け合い(相互扶助)のしくみです。

(一般社団法人 日本共済協会ファクトブック2018「日本の共済事業」より)

事業活動

こくみん共済coopでは、生協の共済事業の特質を活かして、生命、損害両分野から賠償の分野にわたるまで、組合員・生活者(勤労者)の皆さまの生活全般に関する共済事業を実施しています。



共済事業と賀川豊彦

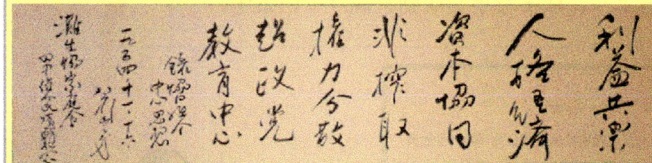
賀川豊彦は、大正・昭和期のキリスト教社会運動家、社会改良家で、特に、戦前のわが国における労働運動、農民運動や生活協同組合運動において、重要な役割を担った人です。

「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に賛同して、相互扶助にもとづく社会の実現を唱え、協同組合による共済事業の実現に尽力しました。今年生誕130年を迎え各地でその思想を広めていく活動が盛んに行われています。



賀川豊彦

<賀川豊彦が説いた協同組合の中心思想>



- 【利益共楽】生活を向上させる利益を分かち合い、ともに豊かになろうとする。
- 【人格経済】お金持ちが支配する社会ではなく、人間を尊重した経済社会へ。
- 【資本協同】労働で得たお金を出資し合い、生活を豊かにする資本として活かす。
- 【非搾取】みんなが自由と平等で利益を分かち合う、共存同栄の社会をつくる。
- 【権力分散】全ての人が人間としての権利を保障され、自立して行動する。
- 【超政党】特定な政党にかたよらず、生活者や消費者の立場で考え主張する。
- 【教育中心】豊かな生活には、一人ひとりの教養とそれを高めるための教育が重要。



著書『死線を越えて』

III. の歴史

こくみん共済coop60年のあゆみ

I. 労働者共済のはじまり

労働者共済のはじまり

1954年 火災共済開始
1955年 新高大火
1957年 労済連設立
1965年 団体生命共済開始
1976年 全労済の設立

創立期の試練 (新潟大火)

II. 働く仲間の保障から地域へ

働く仲間の共済が続々と

1980年 自動車共済開始
1983年 こくみん共済開始
1995年 阪神淡路大震災
2000年 自然災害共済開始
2007年 創立50周年
2011年 東日本大震災
2014年 Zetwork-80
2016年 熊本地震
2017年 創立80周年
2019年 こくみん共済coop 変身宣言

被災者の生活再建に向けて
最後のおひとりまで
高年齢社会を見据えて
車社会への対応

III. 保障領域の拡充

IV. 労働者共済の真価を発揮

IV. 協同組合とは

協同組合とは

生活の改善を願う人々が自主的に集まって自らの手で様々な事業をおこなう、**営利を目的としない**組織です。

協同組合に加入したい人は、それぞれの団体の条件に応じて**出資金を支払い**、組合員になることができます。

組合員は**事業を利用できるとともに、運営にも自分の意見を反映**させることができます。

「一人は万人のために、万人は一人のために」というスローガンに象徴されるように、人と人との協同を原点に、組合員のくらしを守り豊かにすることを目的に活動する組織が協同組合です。



協同組合のはじまりと協同組合原則

世界の協同組合のはじまりは、1844年にイギリスのロッチデールで28人のフランネル職工が集まって作ったロッチデール公正先駆者組合です。そこで確認された、**1人1票、購買高に応じた剰余金の分配、市価・現金主義、教育の促進**などの運営原則は、「ロッチデール原則」とよばれ、以後の協同組合運動に受け継がれています。

現在の協同組合原則は、1995年マンチェスターICA（国際協同組合同盟）総会において、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」という形で採択されました。

協同組合は現在、世界の96カ国で様々な分野の事業をおこなっており、組合員数は約10億人にのぼります。

(一般社団法人 日本共済協会ファクトブック2019「資料」より)

おかげさまで60周年 新しいこくみん共済coopの一步

60th Statement



私たち全労済は、1957年に生まれ、2017年に60周年を迎えました。共済事業をおこなう協同組合として、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念を、多くの組合員・協力団体のみなさまと共有し、この日を迎えることができました。

2016年、「協同組合」*がユネスコの無形文化遺産に登録されました。社会が大きな課題を持ちながら、変化の時を迎えている今、協同組合への期待は、世界中で高まっています。

60年という節目を迎え、これからの人々の暮らしの変化に、しっかりと応えるために、そして、もっと多くの人に、安心を届けるために。これまでの感謝の気持ちを大切に、私たちは未来に向かってスタートします。

*「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」が無形文化遺産として登録されました。

消費生活協同組合法と協同組合の7原則

消費生活協同組合法の概要

第1章 総則

[目的]

第1条 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

[組合基準](抜粋)

第2条 消費生活協同組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次に掲げる要件を備えなければならない。
1 一定の地域又は職域による**人と人との結合**であること。
4 組合員の**議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等**であること。

第2章 事業

[最大奉仕の原則]

第9条 組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員(以下、組合員と総称する。)に**最大の奉仕**をすることを目的とし、**営利を目的としてその事業を行ってはならない**。

協同組合の7原則

～1995年9月・ICA100周年記念大会～

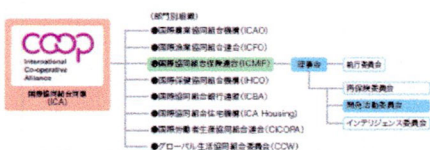
- 第1原則 自発的で開かれた組合員制
- 第2原則 組合員による民主的管理
- 第3原則 組合員の経済的参加
- 第4原則 自治と自立
- 第5原則 教育・訓練および広報
- 第6原則 協同組合間協同
- 第7原則 コミュニティへの関与

ICA、ICMIFへの参加

ICA・・・「国際協同組合同盟 (ICA = International Cooperative Alliance)」は、1895年に設立された世界の協同組合の連合組織。現在、101カ国から280以上の団体が加盟しており、参加の組合員数は10億人を超える世界最大のNGO。全労済は、1992年にICAへ加盟。

ICMIF・・・1962年、日本の共済団体として初めて、ICAの専門委員会の一つである「保険委員会」に加盟し、世界の保険協同組合と連携を深める活動を開始。その後名称を「国際協同組合保険連合 (ICMIF=International Cooperative and Mutual Insurance Federation)」と改め、今日に至る。現在、75カ国から280の団体が加盟。全労済は、ICMIF理事会の一員となり、その活動全般に貢献するとともに、ICMIFおよびICMIF会員団体との連携を強化。また、ICMIF常設委員会の一つである「開発活動委員会」や、地域事務局である「アジア・オセアニア協会」へも参画し、開発援助活動として、セミナーの開催や研修生の受け入れなどを行っているほか、調査活動などを通して共済・協同組合保険の普及に貢献。

■ICA-ICMIF 組織機構図



2015年ICMIF総会(米国)で発表する中労済全労済理事

2012国際協同組合同年 (IYC)

2012年は国連が定めた「国際協同組合同年」です

2009年12月18日、国連は第64回国連総会において、2012年を「国際協同組合同年 (International Year of Co-operatives = IYC)」とすることを宣言しました。これは、協同組合がもたらす社会経済発展への貢献が国際的に認められた証です。特に、貧困削減・仕事の創出・社会的統合に対して協同組合が果たす役割が注目されています。

「国際協同組合同年 (IYC)」には、以下のような3つの大きな目的があります。

- (1) 協同組合についての社会的認知度 (ビジビリティ) を高める
協同組合の貢献・協同組合の世界的ネットワーク・コミュニティ構築や平和への取り組みなどについて知ってもらう
- (2) 協同組合の設立や発展を促進する
- (3) 協同組合の設立や発展につながる政策を定めるよう政府や関係機関に働きかける

これらの目的に向かって、国際的にも国内でもさまざまな取り組みを行っており、日本国内では、IYC 全国実行委員会が発足しています。

全労済は、IYC 全国実行委員会に参画し、2012年に

向けて協同組合としての社会的役割・意義をアピールするとともに、協同組合の認知度向上とさらなる社会貢献に向けた活動を展開していきます。

また、今後は国際協同組合同年関連の多数のイベントが予定されており、IYC 全国実行委員会のウェブサイト <http://www.iyc2012japan.coop/> で紹介されています。

「スローガン」

「協同組合がよりよい社会を築きます」

“Co-operative enterprises build a better world”

このスローガンは、世界各国において社会経済発展の促進に果たしている協同組合の重要な役割に対する注意を喚起するために国連が作成したものです。



国際協同組合同年のロゴの7人の像は、性別を特定せず、協同組合モデルの中心である人々 (People) と協同組合の7つの原則を象徴しています。また、立方体は、協同組合の事業がめざまざまなゴール・志・成果を意味しています。

ユネスコ「無形文化遺産」登録

協同組合がユネスコの「無形文化遺産」に登録されました

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)は、2016年11月30日、アディスアベバ(エチオピア)で開催された無形文化遺産保護条約第11回政府間委員会で、「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」のユネスコ無形文化遺産への登録を決定しました。

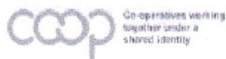
全労済は、共済事業を行う協同組合です。

人と人との協同を原動力に、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組織が協同組合です。

19世紀に英国やドイツなどで生まれた協同組合の思想と実践は全世界に広がり、今では100カ国以上で10億人の組合員が参加しています。無形文化遺産への登録にあたって同委員会は、協同組合を「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織」として、「さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」としています。

今回の登録は、全世界で展開されている協同組合の思想と実践が、人類の大切な財産であり、これを受け継ぎ発展させていくことが求められていることを、国際社会が評価したものと見えます。

全労済は、今後も協同組合の一員として日本と世界の協同組合の仲間と連携しながら、全労済の理念である「みんなであつて、豊かで安心できる社会づくり」を実践してまいります。



ユネスコ無形文化遺産

無形文化遺産とは、伝統芸能や社会的慣習など、世代から世代へと受け継がれ、人々の文化的アイデンティティの基盤や想像力の源泉となるものです。歴史的建造物などの有形文化遺産とは違って、無形文化遺産は人を媒介して受け継がれるため、グローバル化などによって引き起こされる生活様式や社会の価値観の変化によって影響を受け、壊れやすいものです。

ユネスコでは、無形文化遺産の代表的な一覧リストを作成することで遺産の重要性を評価し、人々の意識の向上や遺産の保護を目指しています。

JCA 設立の背景と経過

一般社団法人 日本協同組合連携機構 (JCA) は、2018年4月に日本の協同組合17組織が集う「日本協同組合連絡協議会 (JJC)」が一般社団法人 JC総研を核とし再編、誕生した組織です。

「少子・高齢化・人口減少、地域・生活を支える力の弱体化」、「貧富の拡大、若年層や弱者の就労機会、社会的孤立」、「地場産業の衰退、過疎化による地方の活力低下」などの背景から、上記のような問題解決に向け協同組合の役割が期待されており、今まで以上に地域・県・全国で連携を強め、「持続可能な地域のよりよいくらし・仕事づくり」に取り組んでいくことが必要であることから連携を促進し、協同組合の共通の価値を高める新たな法人組織として発足されました。



日本の協同組合（全国組織）

JA全中 全農 JA共済 農林中央金庫
 JAグループ 農と農に携わるすべての人に
 一般社団法人 家の光協会 日本農業新聞
 農民の暮らしと健康を守る協同組合
 JA全厚連 TOUR 株式会社農協観光
 日本文化厚生農業協同組合連合会 JF JF全連
 JForest 全国森林組合連合会
 CO-OP 日本生活協同組合連合会
 CO-OP共済 UNIV. CO-OP 日本医療福祉生活協同組合連合会
 Japanese Health and Welfare Co-operative Federation
 一般社団法人 全国労働金庫協会 Shinkumi Bank 信用組合 しんくみ
 三つが元気、とどろきやんぱ、 WNJ 全国中小企業団体中央会
 Business Square
 一般社団法人 共栄火災 協同労働の協同組合 たすけあいの輪をむすぶ
 労働者協同組合(ワーカーズコープ) こくみん共済
 中央労福協 一般社団法人 全国信用金庫協会
 Face to Face

身近な存在である協同組合

協同組合の存在と役割は
ユネスコ無形文化遺産
に認められています

協同組合はあなたの「暮らし」の身近な存在です。coop

- 全世帯の37%が生活協同組合を利用しています
- 人口の4人に1人が協同組合の共済に加入しています
- 国内預貯金額の4分の1が協同組合に預けられています
- 農林漁業生産額の半分が協同組合を通して販売されています
- 地域の人々の命や健康を守っています
- 高齢者が孤立しない地域づくりを支えています
- 本業を営むことした人の生活を支えています
- 困難を抱える人々の社会参加を促しています
- クオ・エシテールによる食料可能な社会づくりに取り組んでいます
- 高齢者の暮らしを支える地域づくりを推進しています

約6,500万人 組合員数 事業高 約16兆円
 店舗・施設 約35,600カ所
 世界の協同組合 約10億人 約292兆円

国際協同組合年次総会協同組合全国協議会
<http://www.jco2017.jp/>

四半期利益ではなく、100年先も皆が共に健やかで幸福に暮らせることの方に価値を置き、ユネスコが無形文化遺産に登録した「協同組合」の思想。それが、強欲資本主義から抜け出して第三の道へ向かおうとする人類にとって貴い羅針盤になることを、この間出会った農業や漁業、林業に医療、福祉や教育、自治体や協同組合関係者、同じ祈りを共有する多くの国の人々が教えてくれました。

敬愛する故宇沢弘文先生がいうように、人間を大切にしない経済学に価値などないのです。そのことに気がつき、未来を選ぶ自由を決して手放さないと決めた世界中の仲間たちへ、心から愛をこめて。

引用文献 堤 未果『日本が売られる』、幻冬舎新書、2018、287p.

V. 被災者生活再建支援法と自然災害共済

被災者生活再建支援法への取り組み

1995年1月17日 阪神・淡路大震災の発生

午前5時46分、明石海峡を震源地とする巨大地震（M7.3）が発生し、大きな被害をもたらしました。

被害の状況	<ul style="list-style-type: none"> 死者、行方不明者／6,400名 負傷者／44,000人 建物の全半壊／25万棟以上 避難所暮らしの被災者／31万人以上
全労済からの給付状況	<ul style="list-style-type: none"> 共済金 20億円 (31,145件) 見舞金 165億円 (62,813件) 合計 185億円余 (93,958件)



1995年1月17日撮影 提供：毎日フォトバンク

1996年7月 国民会議・都道府県民会議の発足

阪神・淡路大震災を教訓に、地震などの自然災害に備える「国民的保障制度」の実現をめざし、兵庫県・連合・日本生協連・全労済グループが中心となって「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を発足。以降、各都道府県にも「都道府県民会議」が発足しました。

被災者生活再建支援法をめぐる動き

1997年 2,500万人の署名を提出

「地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置」を政府に要請する署名活動を展開。団体署名43,337団体、個人署名24,828,964人を、1997年2月20日に内閣総理大臣に提出しました。

1998年5月15日「被災者生活再建支援法」が成立（施行日1998年11月6日）

自然災害の被災者に最高100万円の生活再建支援金（家財道具等）を支給するとした法案が成立しました。しかし、住宅再建支援については制度化には至らず、「検討を行ない、必要な措置が講ぜられること」とされました。

1999年1月 自然災害被災者支援促進協議会の発足

「被害者生活再建支援法」の成立を受け、次は「住宅再建支援」の早期実現をめざし、兵庫県・連合・日本生協連・全労済グループは「自然災害被災者支援促進協議会」を発足させ、要請行動を展開しました。

2004年3月 「被災者生活再建支援法」の改正

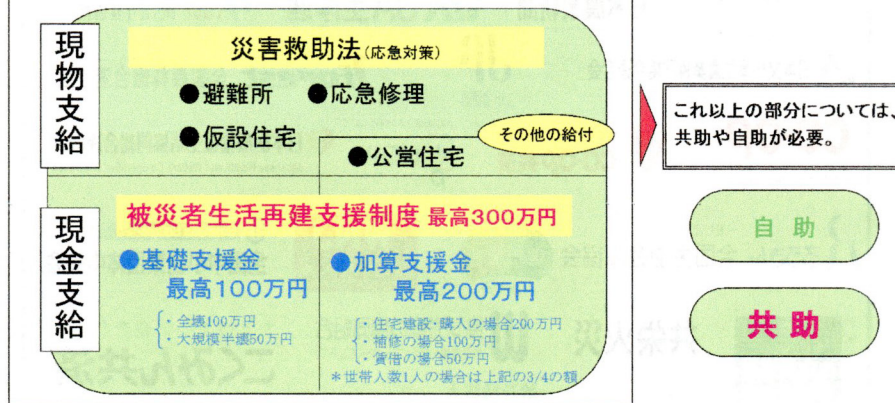
住宅再建を支援するためのしくみとして、居住安定支援制度が追加されました。

2007年11月 「被災者生活再建支援法」の改正

住宅の被害程度と再建方法に応じて使途を限定しない定額渡し切り方式が導入され、従来の支援要件としていた年齢・年収要件が撤廃されました。

災害時の主な公的保障制度

■公助 … 国や地方自治体での給付



これまでの主な自然災害に対するこくみん共済coopの取り組み

- 1954年 「火災共済」事業開始
- 1964年 新潟地震で1億1千万円の見舞金給付
- 1995年 阪神・淡路大震災で185億円の見舞金・共済金を支払い
- 1996年 「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を発足

2. 500万人署名活動に取り組み、提出

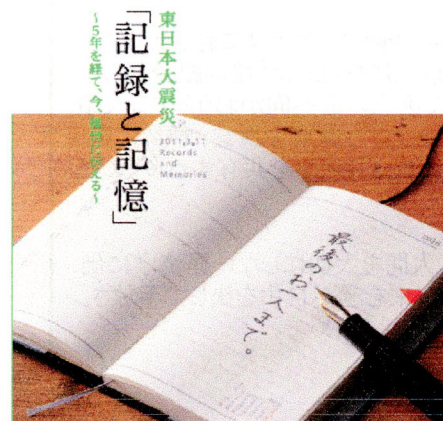
- 1998年 「被災者生活再建支援法」が成立(生活再建支援制度のみ)
- 2000年 「自然災害共済」事業開始
- 1999年 「自然災害被災者支援促進協議会」を発足

「被災者生活再建支援法」の拡充をめざし、要請行動を展開

- 2004年 「被災者生活再建支援法」の改正(居住安定支援制度の追加)
- 2007年 「被災者生活再建支援法」の改正(使途を限定しない定額渡し切り方式の導入。年齢・年収要件撤廃等)
- 2010年 「自然災害共済」大型タイプの新設
- 2011年 「東日本大震災」発生
- 2015年 「こくみん共済coopの住みいる共済」誕生
- 2016年 「平成28年 熊本地震」発生

VI. 今に生きる活動

1. 東日本大震災



3.11 東日本大震災発生

全労済宮城会館 2011年3月11日 東日本大震災発生時



I. 東日本大震災の概要

発生日時	2011年3月11日 午後2時46分頃	
震源及び規模(推定)	三陸沖 マグニチュード9.0	
各地の震度	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県西北部
人的被害	死者:19,533名、行方不明:2,585名、負傷者:6,230名	
建築物被害	全壊:121,768戸、半壊:280,160戸、一部損壊:744,396戸	
避難者	123,168名	

(内閣府：緊急災害対策本部発表／平成29年 3月 8日14：00)

II. 一日も早い共済金・お見舞金のお支払いに向けた対応

1. 素早い災害対策本部の設置

今回の地震による甚大な被害に対応するため、全労済災害対策本部(総本部長:石川太茂津、当時)および被災地の県本部に現地対策本部を立ち上げ、こくみん共済coopの総力をあげて被災者対応に取り組みました。

2. 被害規模を踏まえた簡易で迅速な支払手続きの実施

(1) 必要書類の簡素化

ご請求手続きにあたり、必要書類の一部を省略し、簡易な手続きにより迅速なお支払いをすすめてきました。

(2) 航空写真・衛星写真による認定

津波や火災によって多大な被害にあわれた被災地の契約者の方に1日でも早く共済金等をお支払いするため、航空写真や衛星写真を用いて被災地区を確定し、損害認定を実施しました。

II. 一日も早い共済金・お見舞金のお支払いに向けた対応

3. 共済金・お見舞金のお支払い状況

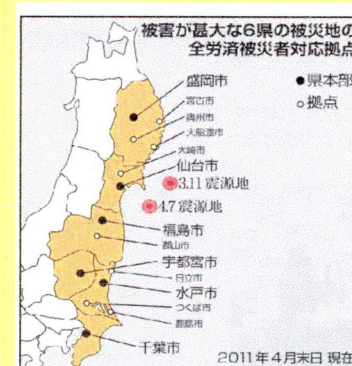
東日本大震災における共済金・お見舞金のお支払い状況

被災件数・調査状況 <2018年 3月31日現在>

共済名	給付件数	給付金額
地震等災害見舞金	199,664件	423億9,355万円
自然災害共済	98,767件	795億1,802万円
損害系共済合計	298,431件	1,219億1,157万円
慶弔共済	53,147件	8億9,089万円
生命系共済	1,173件	52億4,782万円
合計	352,751件	1,280億5,029万円

II. 一日も早い共済金・お見舞金のお支払いに向けた対応

4. 全国総動員による現場調査要員の派遣



全国から被害が甚大な6県(岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉)に7泊8日体制で200~300人規模の現場調査要員派遣(2012年3月まで)をおこない(第48次派遣まで)、延べ約35,700人の職員を動員して一日も早い共済金・お見舞金の支払い対応に努めました。

Ⅱ. 一日も早い共済金・お見舞金のお支払いに向けた対応

5. 共済金等の削減払いの不適用の即時決定

甚大な災害などの際に適用される、自然災害共済の共済金や地震等災害見舞金、災害死亡共済金等の削減規定を適用せず、全額お支払いすることをいち早く決定し、被災者の生活再建にお役立ていただきました。

6. 掛金の払い込み等に対する特別措置の実施

災害救助法が適用された地域（東京都を除く）の契約者の方への特別措置を設け、お申し出により、共済掛金の払い込みや更新手続きの猶予期間を被災より最長6カ月延長する対応をおこなってきました。

Ⅲ. こくみん共済coopの被災者支援策

1. 被災地の災害復興を目的として、義援金等、総額1億1,000万円を被災した自治体に寄贈

岩手県2,500万円・宮城県3,000万円・福島県2,500万円
茨城県1,000万円・栃木県1,000万円・千葉県1,000万円

2. 義援金口座を開設し、緊急募金活動の実施

全労済東日本大震災被災者支援義援金
2011年3月28日（月）～9月30日（金）
義援金集計額（最終） 11,240,500円
（寄託日 2011年11月11日）

3. 「連合災害ボランティア派遣活動」に対し、こくみん共済coopと協会より5,000万円を支援

4. すべての役職員を対象とした募金活動の実施

「最後のお一人まで」

【東日本大震災】福島県 原発避難区域でのお支払いを完了しました

全労済福島県本部では、福島第一原子力発電所の事故により避難指示が出された区域（以下、原発避難区域）において「最後のお一人まで」共済金等のお支払いを完遂するよう、現地災害対策本部を設置し、取り組みをすすめてまいりました。全国各地に避難をされている方の所在を一つ一つ確認し、足を運んで直接お会いしながら対応をすすめた結果、2017年7月10日、原発避難区域でのお支払いを完了しました。

これを受け、同12日、ホテル辰巳屋（福島県福島市）にて、全労済福島県本部 東日本大震災現地災害対策本部解散式を行いました。また、東日本大震災の災害対応で得られた教訓を後世まで引き継ぐことを目的に「歩み。『最後のお一人まで』全労済福島県本部の記録」を発行しました。

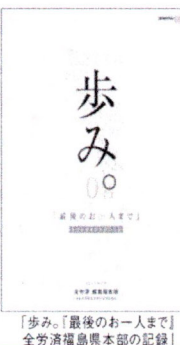
東日本大震災から6年以上が経過しましたが、県内での復興はまだ途上にあります。皆さまが安心して安全な暮らしを続けることができるよう、日常から備えに目を向けていただけるような取り組みを継続してまいります。



解散式



児玉前福島県本部長



「歩み。『最後のお一人まで』全労済福島県本部の記録」

未受付者の所在を求め、地方自治体、弁護士の間合せ、仮設住宅への訪問、近隣者からの情報収集など、契約者の生活再建のため、全国各地に避難している契約者を訪ねる活動をおこなう。

東日本大震災後、時間を重ねてくると、全労済一在在契約者の受けをされていない契約者をめぐる。被災地への訪問や全国各地の避難者への情報収集など、契約者の生活再建のため、全国各地に避難している契約者を訪ねる活動をおこなう。

全労済 福島県本部
被災者支援センター

被災者支援センターの活動実績
約41,300件
約207億円

2011年3月11日～2012年3月末までの被災受付件数
27,500件

被災エリアでの対応
3,212名

被災者への対応
3,212名

未受付者の所在を把握し、「一日も早い共済金のお支払い」を実現するため、被災地への訪問や全国各地の避難者への情報収集など、契約者の生活再建のため、全国各地に避難している契約者を訪ねる活動をおこなう。

対応完了
2017年7月10日
25万円のお見舞金をお支払いして、すべての共済金等、お支払いが終了しました。

2017年3月11日 残数5名
2016年10月12日 残数8名
2016年3月11日 残数76名

2015年3月11日
612名
2011年3月11日～2012年3月末までの被災受付件数
27,500件
被災者支援センターの活動実績
約41,300件
約207億円

東日本大震災発災
587班 1,174名

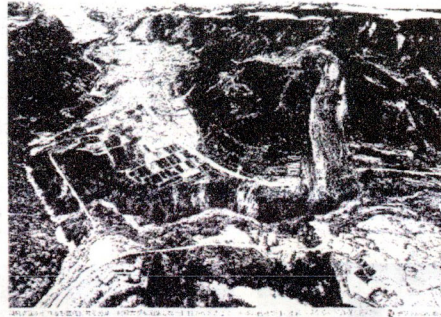
被災者への対応
3,212名

未受付者の所在を把握し、「一日も早い共済金のお支払い」を実現するため、被災地への訪問や全国各地の避難者への情報収集など、契約者の生活再建のため、全国各地に避難している契約者を訪ねる活動をおこなう。

「最後のお一人まで対応したい」という思いのもと、2017年6月9日（日）にすべての契約者の対応を完了。防災、減災の知識を身につけることの大切さを契約者のみならず、地域の皆様に訴求し続けることが必要

2. 平成28年 熊本地震

熊本・大分 強震続発

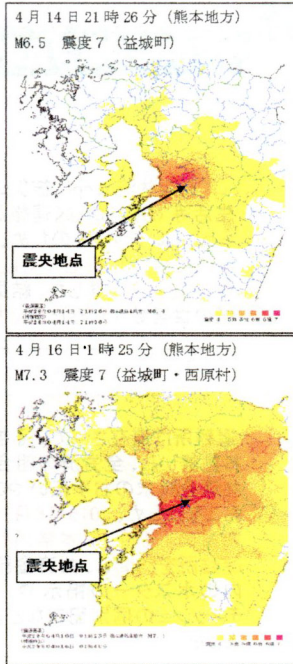


朝日新聞(1面)
2016.4.17

死者41人 9万人超

「本震」M7.3 阪神級

熊本県熊本地方で16日午後9時26分頃発生した地震は、震度7を記録し、熊本県内各地で大きな被害をもたらした。死者41人、負傷者1,149人、避難者1万5,000人以上に達した。熊本県内各地で大きな被害をもたらした。死者41人、負傷者1,149人、避難者1万5,000人以上に達した。



I. 平成28年 熊本地震の概要

【前震】

発生日時:2016年4月14日(木)
午後9時26分頃
熊本県熊本地方 マグニチュード6.5

各地の震度(熊本県)

震度7:益城町宮園
震度6強:熊本東区佐土原、熊本西区春日、熊本南区城南町、熊本南区富合町、玉名市天水町、宇城市松橋町、宇城市小川町、宇城市豊野町、西原村小森、嘉島町上島

【本震】

発生日時:2016年4月16日(土)
午前1時25分頃
熊本県熊本地方 マグニチュード7.3

各地の震度(熊本県)

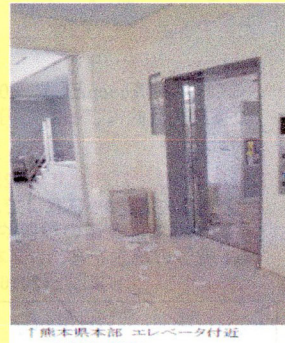
震度7:益城町宮園、西原村小森
震度6強:南阿蘇村河陽、菊池市旭志、宇土市浦田町、大津町大津、嘉島町上島、宇城市松橋町、宇城市小川町、宇城市豊野町、合志市竹追、熊本中央区大江、熊本東区佐土原、熊本西区春日

人的被害 死者:228名、負傷者:重傷 1,149名 軽傷 1,604名
建築物被害 全壊:8,697戸、半壊:34,037戸、一部損壊:155,902戸
避難指示 2市町 179世帯 408名

(内閣府:緊急災害対策本部発表/平成29年 4月13日18:00)

II. 災害対策委員会の立ち上げ・運営

- 地震(前震)の翌日4月15日(金)朝9時より第1回本部防災委員会を開催。同18日(月)には総力をあげて被災者対応に取り組むことを決定、災害対策本部(総本部長:中世古 廣司理事長)を立ち上げました。



- 4月21日には「災害対策方針」を策定し、同22日には同27日より、現場調査の全国動員を実施することを決定しました。

「平成28年熊本地震」災害対策方針

組合員の生活再建のため、総力をあげて被災者対応をはかり、いち早く被災組合員に共済金・見舞金をお支払いする活動をとおり、労資運動の維持と社会的責任を果たすことを最優先課題とする。
また、現場調査開始可能日(2016年4月27日)から現場調査は45日以内(2016年6月10日まで)、お支払いは90日以内(2016年7月25日まで)に完了させることを目標とする。

(2016年4月21日策定)

II. 災害対策委員会の立ち上げ・運営

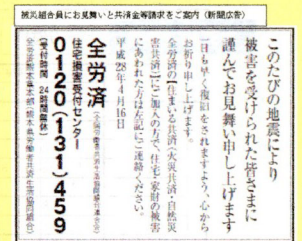
被災受付(各受付拠点での対応)

・損害事故受付センターでの受電対応

損害事故受付センターには地震発生直後から被災連絡の入電が始まりましたが、特に2016年4月16日(土)の本震後の週明け4月18日(月)には入電数は1日で2,300件にのぼりました(4月末までに11,135件、5月は10,738件の入電)。損害事故受付センターでは被災組合員からのご連絡をお待たせせずに対応するため、コンタクトセンターからの応援や本部会館の受電ブースの活用をおこない、最大113名(札幌76名・福岡27名・本部10名)で受電対応いたしました。この結果、同センターの応答率は90%を維持し、電話が混み合うことなく、ご連絡を受付することができました。

・全労済ホームページからの受付

被災受付は、フリーダイヤルのほか、全労済のホームページからも受付ができますが、2016年4月27日からこの機能をさらに拡充し、PCだけでなく、スマートフォンからも受付ができるよう改善しました。



現場調査（被災組合員宅の訪問）

・本部と現地の連携

本部と現地の情報連携をはかり、現場調査のために全国から動員する職員の受入準備や避難所訪問の検討をすすめました。

・現場調査拠点設置

動員初期（2016年4月27日～5月中旬）では熊本市内の拠点設置や宿泊場所・タクシーの確保などが困難だったため、熊本県外の久留米、福岡の拠点から、新幹線、タクシー等による現地へ移動して訪問活動することとなりました。

・現場調査の状況

現場調査のため、全国動員を2016年4月27日から開始しました。1週間交代の派遣で、最大時は124名（62班）の職員を派遣し調査活動をおこないました。

・タブレットによる調査活動

新たに開発したタブレットソフトを初めて本格的に活用しました。事務処理時間の短縮、事案管理の徹底など調査活動の効率化がはかれました。

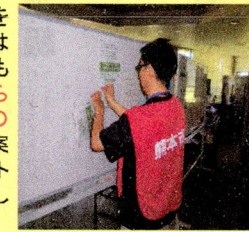


請求勧奨

・こくみん共済coopに被災のお申し出がないからといって、被害がないとは限りません。避難所生活等で資料がなく連絡ができない場合や、保障があることを知らずにいる組合員も多数いらっしゃいます。そのため、熊本県内の被害が大きい市町村を中心に、まだ被災受付をしていない契約者9,343名に対し、被害があれば共済金の請求ができることをご案内する文書（請求勧奨）を発送しました。結果、2017年3月28日までに4,690件（50.2%）の被災受付があり、熊本県の世帯数からみた住宅損害（25.9%）を上回る割合の被災受付がありました。

被災者に寄りそう活動 避難所訪問

・避難所に滞在されている被災者をお見舞いし、全労済の組合員には共済金請求のお手伝いやご案内もおこなうため、2016年6月16日から19日の4日間、熊本県内81カ所の避難所を訪問し、共済金請求ご案内のポスターの掲示や、ウェットティッシュの個別配布などを実施しました。



Ⅲ. 一日も早い共済金・お見舞金のお支払いに向けた対応

平成28年 熊本地震における共済金・お見舞金のお支払い状況

被災受付件数 25,897件

(2017年5月31日現在)

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州全県	他県	全国合計
被災受付件数	1,233	233	104	22,182	1,887	118	41	25,798	99	25,897

お支払い金額 137.0億円

	火災共済（地震等災害見舞金）		自然災害共済		慶弔共済		共済金額合計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
福岡	812	9,870,000	894	438,150,000	231	7,700,000	456,520,000
佐賀	188	1,730,000	188	49,411,000	28	398,000	51,540,000
長崎	70	700,000	70	24,398,000	24	780,000	25,858,000
熊本	17,335	357,800,000	14,575	11,986,843,000	4,288	239,481,000	12,569,924,000
大分	1,467	15,810,000	1,354	508,502,000	375	4,109,000	528,221,000
宮崎	78	820,000	78	22,881,000	28	501,000	24,012,000
鹿児島	21	210,000	22	3,557,000	3	84,000	3,831,000
九州合計	20,051	388,540,000	17,182	13,043,352,000	4,877	253,014,000	13,882,906,000
その他県	62	820,000	80	18,868,000	6	185,000	17,774,000
全国合計	20,113	387,160,000	17,222	13,060,321,000	4,983	253,199,000	13,700,680,000



Ⅳ. 被災者への対応

義援金・募金活動の取り組み

①義援金の寄贈

こくみん共済coopとして、2016年5月24日（火）、被災地の復興を目的に、3,000万円の義援金を熊本県に寄贈しました。

②緊急募金活動（2016年4月25日～9月30日）

全国の共済ショップ窓口で、被災地の方のためにできることとして募金箱の設置や、イベント開催時の募金活動、職員の募金を含め、日本赤十字社に支援金244万1,682円を寄付しました（2016年11月29日）。



(右) 澤島 郁夫 熊本県知事
(左) 中根古 廣明 全労済専務

被災県本部役職員への支援

被災した役職員（常勤役職員、嘱託職員、臨時職員、派遣職員）への救援物資の配送や、配賦を目的とした「全労済グループ役職員募金」を実施しました。募金総額は1,127万7,989円となりました。募金は対象の役職員62名に対し、2016年8月中旬に配賦されました。



3. 2018年に発生した災害

大阪北部地震

発生日時:6月18日 午前7時58分頃
規模(推定):マグニチュード6.1
人的被害:死者5名、負傷者435名
建築物被害:全壊12戸、半壊273戸、
一部損壊:41,459戸

こくみん共済coopの取組み:
本部に「住宅災害お支払センター」を
設置し、支払書類の再鑑や支払に
かかる期間の短縮を図った。

2018年 ※
被災受付件数
合計 162,483件

台風20号・21号・24号

発生日時:8月24日、9月4日、9月30日
こくみん共済coopの取組み:

- (1)火災共済単独契約者、自然災害共済の契約者のうち被害が比較的少額の場合は、書類審査を可能とした。
- (2)「住宅損害簡易認定計算表」による損害認定から、修理見積書による認定を基本とした。



平成30年7月豪雨

発生日時:6月28日～7月8日
規模:西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨。48時間雨量、72時間雨量などが、中国地方、近畿地方などの多くの地点で観測史上1位を記録。
特例措置:医療機関等の都合で入院できなかったり退院を余儀なくされた際、一定の条件下でその期間を必要な入院期間と認め入院共済金をお支払する。



※被災受付件数・共済金支払額は火災共済・自然災害共済・慶弔共済・マイカー共済(車両)の合算
2019年4月24日現在(マイカー共済のみ3月28日現在)

共済金支払額
合計561億円

北海道胆振東部地震

発生日時:9月6日午前3時7分頃
規模(推定):マグニチュード6.7
人的被害:死者41名、負傷者689名
建築物被害:全壊186戸、半壊539戸、一部損壊5,034戸
こくみん共済coopの取組み:大規模災害時被災者対応:マニュアルの規定に基づき一次受電コールバックの全国の統括本部、推進本部への分散策を採用し、作業を進めた。

Ⅶ. 社会貢献活動

I. こくみん共済coopの社会貢献活動

こくみん共済coopの理念は、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」です。私たちは、この理念に描く社会の実現のため、「防災・減災活動」「環境保全活動」「子どもの健全育成活動」の3つの重点分野を中心に、社会貢献活動に取り組んでいます。



1. 防災・減災活動

2008年2月以降、「ぼうさいカフェ」を実施し、地域の防災意識の向上に寄与しています。会場ではカードゲームやすごろくを使って親子で防災知識を学べたり、AEDを実際に使った訓練を体験することができました。



防災ゲーム

AED訓練

2. 環境保全活動

「エコ住宅専用 住まいる共済」の契約状況に応じて環境活動団体に寄付を実施しています。2018年度は「公益社団法人 国土緑化推進機構」「公益財団法人 日本環境協会」「公益財団法人 日本自然保護協会」「公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会」の4団体へ総額2,000万円を寄付しました。



贈呈式の様子

植樹ボランティア

3. 子どもの健全育成活動

「子育てイベント」への出展、保育園や幼稚園で「全労済のよみかせ会」の開催などを実施しています。また、子どもたちに「たすけあうこと」の素晴らしさや協同組合を認知・理解してもらうことを目的に、株式会社学研プラスの小学生向け学習まんが「まんががよくわかるシリーズ たすけあいのひみつ」を刊行し、全国の小学校、および公立図書館に寄贈しました。



よみかせ会

たすけあいのひみつ

4. こくみん共済coop地域貢献助成事業

1992年より環境問題などに取り組む団体を対象に助成事業を継続して行っています。2018年度は、『人と人がささえあい、安心して暮らせる未来へ』をテーマに、地域で活動するNPO法人や市民団体などを対象に、助成により活動の充実・発展を希望する団体を募集しました。73団体を選定し、総額19,250,140円を助成しました。

5. 社会福祉団体への寄付

1981年より障がい者を対象とした支援活動、高齢者を対象とした支援活動、災害対策を対象とした支援活動を行っている社会福祉法人などの団体へ、継続して支援を行っています。2017年度は、外部有識者等による審査委員会にて24団体を選定し、助成金を交付しました。

6. 役職員ボランティア

ネパール地震被害に対する義援金募金の取り組みや日本赤十字社「献血活動」など、役職員によるボランティア活動も積極的に実施しています。



募金活動への感謝状の贈呈式 献血に協力する職員

その他、学生の皆さまの就業体験支援に一環として、毎年インターンシップ実習生の受け入れを夏休み期間におこなっています。また、大学院と研究・教育ネットワークを構築し、寄附講座を開講しています。

II. 被災地を支援する取り組み

こくみん共済coopは「東日本大震災」、「平成28年熊本地震」の復興支援を続けています。

きずな公演（熊本公演）



Syan (シヤン)

あきらちゃん & タンバリンくん

東日本大震災復興支援チャリティー 緑の募金 きずなコンサート2016



Green Wind Ensembleふくしま

ベルボトムス

子どもたちへ絵本を贈る活動



絵本を届けるえほんバス

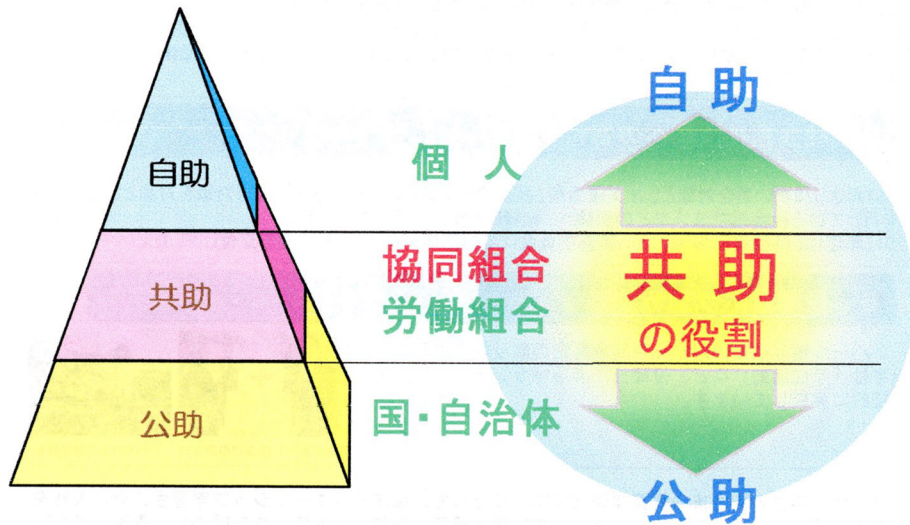
子どもたちの森づくり支援活動



よみきかせ会



II. 共助（相互扶助）の役割



Ⅵ. 自助・共助・公助の考え方と 共助（相互扶助）の役割

I. 自助・共助・公助の考え方

自助

自分の力だけで成し遂げること
私的な備え（預・貯金などによる準備）

共助

お互いに助け合うこと
企業・労働組合・協同組合等による助け合い制度など

公助

公的支援のこと
公的年金・健康保険、被災者生活再建支援制度など

これからの「こくみん共済coop」について

新しい「こくみん共済coop」がめざす姿

協力団体の皆さまと培ってきた労働者自主福祉による事業と運動をさらに強化・発掘させ、組合員の生活を支援していきます。そして、その取り組みを生活者へも広く展開していきます。

そんな中、全労済では、組合員・協力団体はもとより生活者の皆さまとのすけあいの輪をむすび、「誰一人取り残さない」社会づくりをすすめています。

【取り組みの一例】

事業活動の場が	中心は	事業活動の場が広がる
◎健康増進への取り組み ◎交通安全の普及活動 ◎防災・減災の取り組み ◎地域のネットワークづくり	◎無償貸出をすすめる取り組み ◎一人ひとりの健康の増進化（ムラ・ドムラをなくす） ◎専業主婦の就業支援 ◎ライフプランニング	◎労務者の就業支援と生活払い ◎生活再建・復興に向けたサポート ◎被災地の復興支援活動 ◎交通支援への連携

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
全国労働者共済連帯協同組合連合会 coop

【お役立ちサービス】

この冊子でも紹介している通り、これまで以上に「こくみん共済coop」の一員として、大げさなことをしていません。PFC-CANの創設の趣意は、「PFC・P・C・N」の4文字が示すように、人と人とが助けあえる社会を築くことです。

==== 変えないために、変わるのだ。 ====

全労済の原点である理念の実現を、これからも変わらざるを得ないために、時代や環境の変化に合わせて、私たちは変化していきます。その取り組みを広く発信していくことにより、組合員・協力団体の皆さまとより生活者の皆さまから愛され、「応援したい」「参加したい」と思われる存在に、私たちは生まれ変わります。これからもご支援・ご協力をよろしく願っています。

山形大学の益々のご発展と
ご清聴頂いた皆様の明るい未来を心より祈念しています。

ご清聴ありがとうございました。

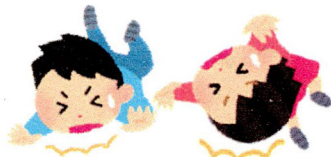
たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 COOP

～これまでにあった賠償給付事例～

こくみん共済 coopでの 個人賠償責任共済 支払事例

こくみん共済 **〈全労済〉**
coop

北海道・東北統括本部

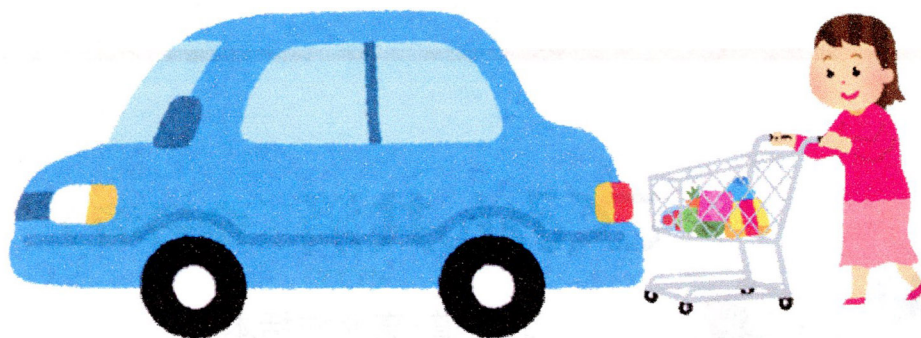


アジェンダ

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 他人の車へスーパーのカートが衝突 2. 洗濯機の排水の詰まりによる水漏れ 3. スキー場で相手にけが 4. 雪の落下による隣家のエコキュート装置を破損 5. 子どもによるテレビの画面へのひび 6. 投石による車のフロントガラス、窓の破損 7. 部活中の楽器落下による破損 8. 農薬散布による車の塗装の剥がれ 9. スーパーマーケットでカートの衝突による子どものけが 10. 友人宅での掃除機の破損 11. 店内での子どもによる物の破損 12. 階下へのシンクからの水漏れ 13. 学校内で友人の手首にけが 14. 子ども同士の接触によるけが 15. 火遊びによるマンションの壁の破損 16. 階下への漏水による壁の汚れ何う | <ol style="list-style-type: none"> 16. 階下への漏水による壁の汚れ 17. 車との接触事故によるボンネットとフロントガラスの破損 18. 飲酒時の落下による階下のベランダ鉄格子部分の破損 19. 水道管凍結により隣家が浸水 20. 親戚の家で椅子と掃除機の破損 21. ブロック塀の破損により隣のオフィスへ衝突 22. 友人宅で水槽と電化製品の破損 23. 階段で躓いた際に接触し、他人にけが 24. 飼犬により歩行者がけが 25. 飲食店での他人のコートを破損 26. 下校時に友達にけが 27. 他人の頭部へゴルフボールを直撃 28. 飼犬により他人の腰を強打 29. 友人が右半身麻痺のけが 30. 接触によって他人の手と足を骨折 31. 草刈によるソーラーシステムの破損 32. 飼犬によって転倒によるけが |
|--|---|

1. 他人の車へスーパーのカートが衝突

他人の停まっていた車両に契約者の妻が、スーパーのカートをつつけてしまった。
けが無し。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

960,000円

2. 洗濯機の排水の詰まりによる水漏れ

洗濯機の排水が詰まり漏水し、管理人経由で階下の住人宅に被害を出したと報告がきた。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

100,000円

3. スキー場で相手にけが

スキー場でスノーボードにより接触し、相手にけがをさせてしまった。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

70,000円

4. 雪の落下による隣家のエコキュート装置を破損

契約者宅の屋根雪の落下で隣家のエコキュートの装置を壊した。



自然災害の場合、不可抗力であり賠償責任が生じない可能性があります。

※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

5. 子どもによるテレビの画面へのヒビ

被共済者兄弟と契約者で別居別生計の契約者母宅に遊びに行っていた際、BB弾をテレビに向かって撃ってしまい液晶に十字のひび、弾の跡もついてしまった。

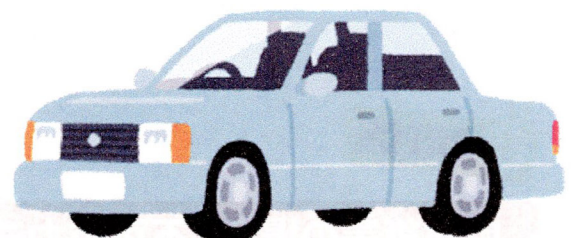


※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

6. 投石による車のフロントガラス、窓の破損

友人の家族と一緒に子どもを公園で遊ばせていたときに、3人で石投げをして、下のパチンコ屋の駐車場にある2台の車のフロントガラスや窓を破損してしまった。けがなし。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

69,800円

7. 部活中の楽器落下による破損

吹奏楽部活動中椅子のうえに置いてあった友達のホルンに被共済者がぶつかり落としてしまった。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

347,520円

8. 農薬散布による車の塗装の剥がれ

庭に農薬を散布したところ、隣家の車にかかってしまい塗装が剥がれ修理代を請求されている。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

2. 個人賠償請求事例

経過観察中

9. スーパーマーケットでカートの衝突による子供のけが

スーパーマーケットのレジ付近で、子どもが振り返った際に後方で並んでいたカートにぶつかりカートのハンドルを持っていた子どもの顔面にカートが衝突。



乳歯のグラつきを固定処置。永久歯に生えかわるまで経過観察

※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

免責予定

10. 友人宅での掃除機の破損

友人宅で階段から掃除機を落としてしまい、掃除機が破損した。



何度も請求勧奨するも反応なし。免責処理予定。

※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

43,200円

1 1. 店内での子どもによる物の破損

契約者の子どもがアジアン雑貨内の塔を壊してしまった。



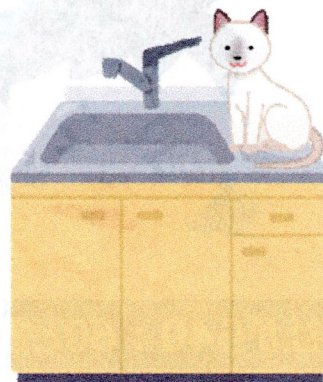
※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

2,030,296円

1 2. 階下へのシンクからの水漏れ

飼い猫が水道の蛇口を開けたことが原因で、シンクから水が溢れ階下へ漏水被害を与えた。恐らく階下3階・2階・1階まで被害がある様子だが詳細不明とのこと。契約物件に水漏れ被害無し。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

1 3. 学校内で友人の手首に怪我

学校で文化祭の準備中に、はさみを使っていた女子にぶつかり相手の手首を切ってしまった。相手の親から傷をきれいにする費用を全額負担してもらおうと言われている。



傷跡が消えるまで治療し、形成手術まで負担して欲しいとの要求。

※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

1 4. 子ども同士の接触による怪我

娘が公園で同じ小学校に通う6年生の子どもと接触し、現在入院中。転倒時頭が骨折し重傷のけがあり。相手方はおなかが痛いとは言っていたが、現時点でけがはなく賠償発生はしていない。



相手保険会社から40 : 60と言われたが、相手から謝罪なく納得いかない

※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

15. 火遊びによるマンションの壁の破損

小学生のお子さまがお友達と火遊びをしていてマンションの壁を焦がしてしまった。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

請求書待ち

16. 階下への漏水による壁の汚れ

洗濯機の蛇口のパッキンが緩んで水が漏れ、落ちた水が防水パンに当たって壁に跳ね返り、階下へ漏水し壁を汚してしまった。



住宅供給公社からの請求書待ち

※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

428,500円

17. 車との接触事故によるボンネットとフロントガラスの破損

歩行中（契約者は若干の飲酒）横断歩道ではない道路を横断しようとした際に時速50km程で走行していたハイヤーに衝突し、ハイヤーのボンネットとフロントガラスが破損、被共済者にけがあり。



ハイヤーの損害約86万のうち、過失割合50 : 50

※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

600,000円

18. 飲酒時の落下による階下のベランダ鉄格子部分の破損

被共済者が自宅ベランダに出た。お酒を飲んでいたので記憶がなく、気づくと階下のベランダに落ちた。階下のベランダ手すりの鉄格子部分が曲がり接合部分のカバーが外れ修理請求された。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

19. 水道管凍結により隣家が浸水

自宅の外の水道管が凍結のため破損して、隣家にその家の換気扇部分から水が入り、隣家が水浸しになった。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

20. 親戚の家で椅子と掃除機の破損

妻が掃除の為親戚の家に行っていた。掃除をするため椅子に乗ってカーテンレールを掃除していた際に、椅子が潰れて壊れた。また倒れ落ちた際に相手方所有物の掃除機の一部を破損した。



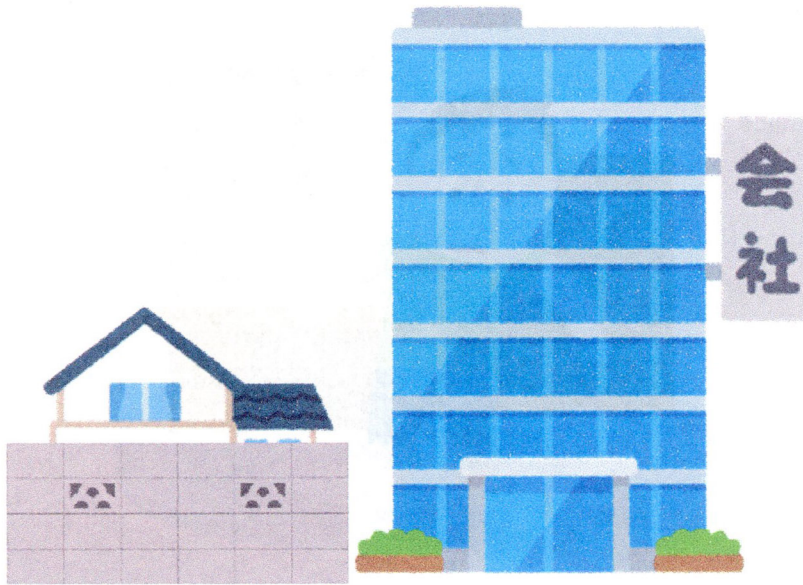
※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

900,000円

2 1. ブロック塀の破損により隣のオフィスへ衝突

敷地内のブロック塀が長雨により崩壊し、隣のオフィスビルに衝突させてしまった。



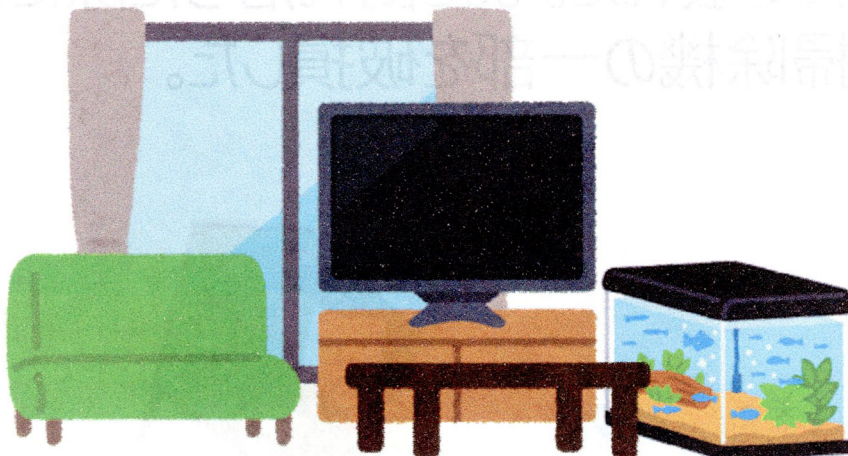
※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

50,000円

2 2. 友人宅で水槽と電化製品の破損

友人宅の水槽を破損、電化製品にも被害あり。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

300,000円

23. 階段で躓いた際に接触し、他人にけが

契約者が躓いた際に、相手（他人）が足をけがした。治療費はこちらで支払うことになると思う為、対応含めて担当者と話したい。契約者はけがなし。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

100,000円

24. 飼犬により歩行者にけが

飼っている犬が、家の前で小さな犬の散歩中の歩行者にけがを負わせてしまった。相手の足に歯形がついた。初診で約5,000円かかった。今後、通院が必要とのこと。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

25. 飲食店での他人のコートを破損

数日前にレストランで食事をしていた。誤って被共済者が皿を落としてしまい、隣席に座っていた第三者のコートを汚してしまった。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

26. 下校時に友達にけが

下校時、雨が降っており傘を指していた。子どもがふざけていたところ、友達が注意してきたことから水滴をかけようと傘を向けたところ、目あたりにけがをさせました。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

50,000円

27. 他人の頭部へゴルフボールを直撃

プライベートでゴルフをしている際に、前でプレーしていた第三者の頭部にゴルフボールが当たってしまい、相手が病院へいくことになったため保障を受けたい。



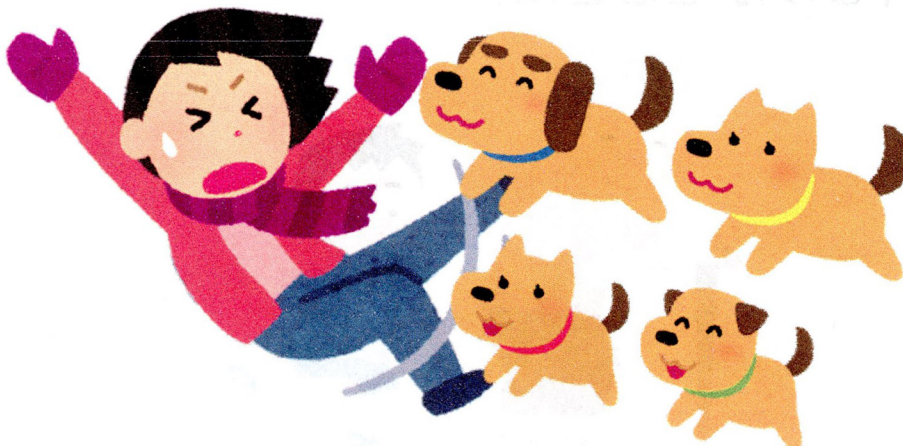
※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

9,756,977円

28. 飼犬により他人が腰を強打

飼い犬が来客に飛び掛り来客が腰を強打した。



後遺障害および遺失利益を合計し、約980万円。

※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

20,256,409円

29. 友人に右半身麻痺のけが

ホテルで地元の宴会があり、会社の友人とふざけていた。その後駐車場でも同じようにふざけていたが、その際に相手方の首が被共済者の股に挟まり、首をおさえたまま転倒したところ、神経損傷し右半身麻痺。



相手方より、治療費・後遺障害・慰謝料・休業損害の要求

※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

7,674,670円

30. 接触によって他人の手と足を骨折

被共済者の子が、学校からの帰りに後ろを向いて歩いていた際に、第三者（高齢者）にぶつかり、相手に手と足を折るけがをさせた。



治療費、慰謝料、後遺障害、雑費を合計して約770万円

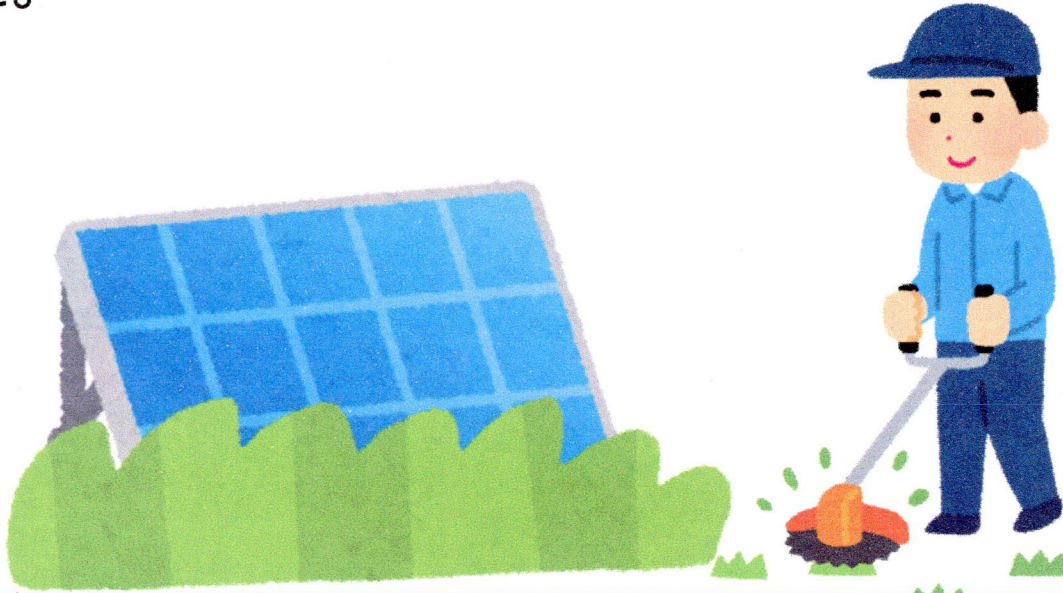
※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

11,665,120円

31. 草刈によるソーラーシステムの破損

草刈をされていて親戚のソーラーシステムを壊してしまっ
た。



ソーラーシステムの修理代と売電分として約1,166万円。

※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

個人賠償請求事例

5,219,281円

32. 飼犬によって転倒によるけが

被共済者本人が飼い犬を散歩中、歩行者に飛びつ
き、服の袖に噛みついた。被共済者が引き離そうとし
たところ、相手方が転倒しけがをした。



※本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。